

那覇市市民農園管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、都市化の進展が著しいなかで、野菜や花の栽培を通じて、農業に対する理解と関心を深める場としての、市民農園の適正な管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（管理内容）

第2条 市民農園は、おおむね9平方メートルごとに区画して市民に利用させるものとする。

- 2 栽培できる作目の範囲は、野菜及び花とし、賃貸借期間内に収穫できる作物に限定する。
- 3 散水用の水を利用者へ提供する。但し、井戸の水が枯れる等により水の提供が困難になった場合は、その限りではない。
- 4 市民農園を適切に管理するために必要な処置を予算の範囲内で行うものとする。

（利用者の資格）

第3条 利用者となるには、次の各号に掲げる条件を備える者でなければならない。

- （1） 市内に現に住所を有すること。
- （2） 現に世帯を形成し、生計を営んでいること。
- （3） 農業又は園芸関係の職業に従事していないこと。
- （4） 市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を完納していること。

（利用の受付）

第4条 市民農園を利用しようとする者（一世帯につき一人に限る。）は、市長が市民農園利用者を募集する年の2月1日から2月末日（それらの日が、土曜日又は日曜日に当たるときは、それらの日に最も近い月曜日にあたる日とする。）までの間に、市民農園利用申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 契約締結までに、次の書類を添付しなければならない。

- （1） 市税完納証明書
- （2） 国民健康保険税完納証明書又は後期高齢者医療保険料完納証明書
- （3） 国民健康保険加入者又は後期高齢者医療保険加入者以外の者にあつては、他の保険の保険証の写し

3 第1項の申込みがあったときは、前回利用者（当該申込みの前年度に契約した者）の申込みについては、予備受付簿にそれ以外の申込みについては正規の受付簿に搭載するものとする。

（契約の締結）

第5条 前条の第3項により受け付けたものについては、審査のうえ次に掲げるところにより利用者を決定し、市民農園土地一時賃貸借契約書により契約を締結する。

- （1） 申込者数が区画数以下であるときは、申込者全員に決定する
- （2） 申込者数が区画数を超えるときは、正規の受付簿登載者及び予備受付簿それぞれについて抽選し、利用者を決定し、さらに補欠利用者若干名を順位を定めて決定する。この場合においては、それぞれの決定について正規の受付簿登載者を優先するものとする。

2 利用者が利用を取り止めたとき又は契約を解除されたときは、市長は、補欠利用者の内から、あらかじめ定められた順位に従って補充するものとする。

(利用者の責務)

第6条 利用者は次の各号に掲げることについて責務を負う。

- (1) 市民農園施設等の共用部分の草刈り作業に参加するものとする。
- (2) 利用者は農園を適切に管理し、1ヶ月以上放置しないものとする。

(賃貸借期間)

第7条 賃貸借期間は、4月1日から翌年3月20日までとし、補欠利用者から補充された利用者の賃貸借期間は、前利用者の残りの期間とする。

(利用時間)

第8条 利用者が利用できる時間は、毎日、日の出から日没までとする。

(行為の禁止)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 市民農園に工作物を設置すること。
- (2) 市民農園の施設を損壊すること。
- (3) 市民農園を営利の目的に利用すること。
- (4) 市民農園を第三者に利用させること。
- (5) その他、市民農園の設置目的に違反すること。

(損害賠償)

第10条 利用者が自己の責に帰すべき事由によって、市民農園施設等を損壊したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、第13条第2号から第6号までの事由によって契約を解除した場合に、利用者に損害が生じても、利用者に対しその損害の賠償は行わないものとする。

(損害補償)

第11条 市長は、市民農園の栽培作物の被害及び利用者の事故等による損失については、補償しないものとする。

(権利の不取得)

第12条 利用者は、市民農園の利用に当たり、地上権、耕作権その他の権利を取得しないものとする。

(契約の解除)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

- (1) 利用者が、賃貸借契約の解約を申し出たとき。
- (2) 利用者に第9条に掲げる行為があったとき。
- (3) 利用者が、2月間利用を怠り、利用状況調査により利用継続の意思がないと認められるとき。
- (4) 指定日から2週間以上土地の賃貸借料の支払いを怠ったとき。
- (5) 市民農園の管理及び運営において特別な事情が生じたとき。
- (6) その他、市長が不相当と認めるとき。

(原状回復の義務等)

第14条 利用者は、賃貸借期間が満了したときは、利用者に割当てられた区画（以下「区画」という。）を原状に復し市長に返還するものとする。ただし、前条の規定により契約を解除されたときは、契約解除後において、市長が指定する期日までに区画を原状に復し返還するものとする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は利用者が負担するものとする。

る。

3 市長は、前2項の場合において、区画に残存する栽培作物又は資材等があるときは、利用者が当該栽培作物又は資材等に係る一切の権利を放棄したものとみなし、これを処分するものとする。

4 利用者は、前項による処分につき、一切異議を述べず、市長が、利用者に対し、その損害賠償の責めを負わないことを確認するものとする。

(土地賃貸借料)

第15条 利用者は、土地賃貸借料として年額 4,200 円を市長の指定する日までに納付しなければならない。ただし、中途利用者及び補欠利用者の土地賃貸借料は、月割で計算した額とする。

2 既納の土地賃貸借料は還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない事由によって利用できなくなったときは、この限りではない。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

2 改正後の那覇市市民農園管理要綱により、那覇市市民農園を利用しようとする者の申込みその他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。